

こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書 制度に関するお知らせ

令和4年4月11日

事業者 各位

株式会社名古屋建築確認・検査システム
代表取締役 佐藤敏雄

こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務のお知らせ

こどもみらい住宅支援事業対象住宅の概要及び「こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務」開始のお知らせを致します。

記

<こどもみらい住宅支援事業対象住宅について>

- ① ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready 又は ZEH Oriented
強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有する住宅を対象とします。
※ BELS 評価書に記載される「ゼロエネ相当」(強化外皮基準に適合しないもの)は、①の対象とはなりません。
- ② 高い省エネ性能等を有する住宅
次の a)～c)のいずれかの性能を有する住宅を対象とします。
 - a) 認定長期優良住宅
 - b) 認定低炭素住宅
 - c) 性能向上計画認定住宅
- ③ 一定の省エネ性能を有する住宅
住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。)に基づく日本住宅性能表示基準(平成 13 年国土交通省告示第 1346 号)で定める断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4の性能を有する住宅を対象とします。
※ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。)に基づく省エネ基準への適合を本事業の要件とするため、品確法で定める断熱等性能等級 4 の基準のうち、結露の発生を防止する対策に関する基準を満たさない住宅も対象となります。

<こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務の対象住宅について>

こどもみらい住宅支援事業対象住宅 3 種類のうち、③の「一定の省エネ性能を有する住宅」についての証明書発行業務となります。

<こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書の適合審査依頼に必要な書類>

【一戸建ての住宅の場合】

発行業務規程第5条に基づき、下記の書類(正副2部)が必要です。

※依頼書に押印は必要ありません。ただし、代理申請の場合は、委任状の添付(委任者の記名が必要、押印は不要)が必要です。

- ① こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明依頼書
- ② 設計図書等

仕様書、各階平面図、立面図、断面図、矩計図、外皮計算書、一次エネルギー消費量等級4以上の計算書等

注:弊社でフラット 35S 適合証明省エネルギー性 B 金利(断熱等性能等級4の審査内容を含んだ省エネルギー性 A 金利を含む。)の設計検査または適合証明を受けている場合は、適合審査に必要な追加書面以外は省略ができます。(他社による適合証明書は内容を確認できないため省略できません。)

注2:一戸建ての住宅の場合は、外皮計算書及び一次エネルギー消費量計算書の代わりに「モデル住宅法」による計算書に代えることができます。

変更の場合には、発行業務規程第6条に基づき、上記に準じて適合審査を行います。

【共同住宅等の場合】 …共同住宅等の一住戸単位、一括とも

発行業務規程第5条に基づき、下記の書類(正副2部)が必要です。

※依頼書に押印は必要ありません。ただし、代理申請の場合は、委任状の添付(委任者の記名が必要、押印不要)が必要です。

- ① こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明依頼書
- ② 設計図書等

仕様書、各階平面図、立面図、断面図、矩計図、外皮計算書、一次エネルギー消費量等級4以上の計算書等

注:「フロア入力法」は対応しておりませんので、ご注意ください。

変更の場合には、発行業務規程第6条に基づき、上記に準じて適合審査を行います。

なお、共同住宅等の場合は、適合審査内容に相当の幅が生じることから、弊社で確認、適合証明等を受けたもの以外、一括申請は適合審査料金は見積もりとしています。

詳細は、発行業務規程、発行業務約款及び適合審査料金表をご確認願います。

「新型コロナウイルス感染症」対策のため、本社事務室(=確認検査部事務室)のみの受諾としております。

あらかじめ電話予約をさせていただきますようお願い致します。

本社事務室(確認検査部) 電話 052-229-1080 FAX 052-229-1090

質疑用のメールアドレス 本社代表アドレス nkk.system@nkk-sys.com

〒460-0002

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目2番19号シティコーポ東照1階
株式会社名古屋建築確認・検査システム 代表取締役 佐藤敏雄